

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年 3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第183号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条第7項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第8項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第11項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)